

裁判所



Court of Justice

～21世紀の司法制度を支える～



2002



今、司法制度は、
国民の熱い注目を集めています。
国民に利用しやすく、
分かりやすい裁判の実現、
適正迅速な裁判の実現
という使命を担っている裁判所
新しい時代に対応できる
こんな人を求めていきます。

●判断力・柔軟性

裁判の仕組み、それを支えている裁判所の仕組みに通じ、様々な事件や課題に対して何が問題点であるかを的確に把握し、その解決のためにどのように対処すべきかを柔軟に考えることができる人

ます。

●誠実さ・公平さ

自分が何をすべきかを理解し、裁判所を訪れた人々や関係部署との相談・交渉・連絡・協議などを誠実かつ公平に行うことができる人

判所は

●探求心・創意工夫

今の自分や様々な仕組みについて、何が優れているか、何が足りないかを探求し、どのように改善していくかを考え、こんこんと湧き出てくる意欲とほとばしる熱意をもって、新しい発想で工夫をこらし、前向きに取り組むことのできる人

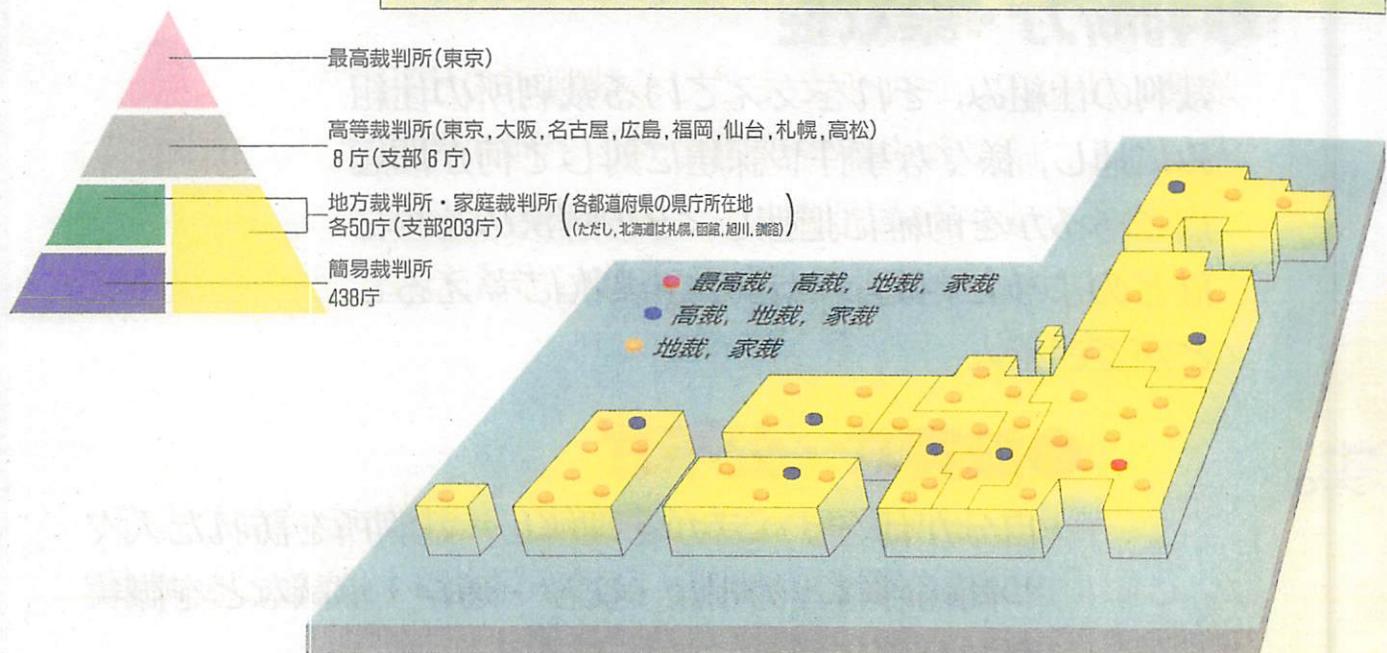
●たくましさ

いつも明るくはつらつとして、どんな困難にもたくましく立ち向かっていく人

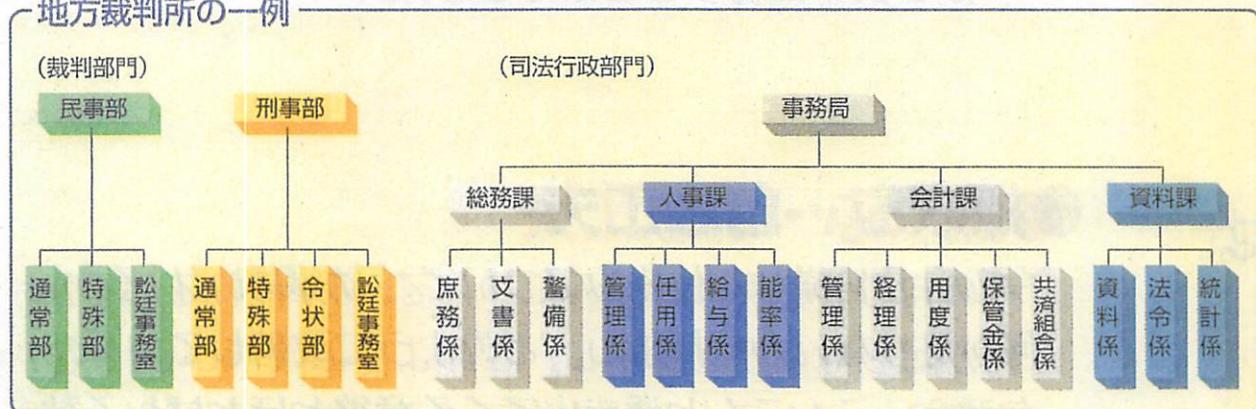
組織 ORGANIZATION

裁判所の組織は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では各種の事件を裁判官が審理裁判しますが、その裁判を支える機関として裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所速記官等が置かれています。

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課、資料課等）が設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るために、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。



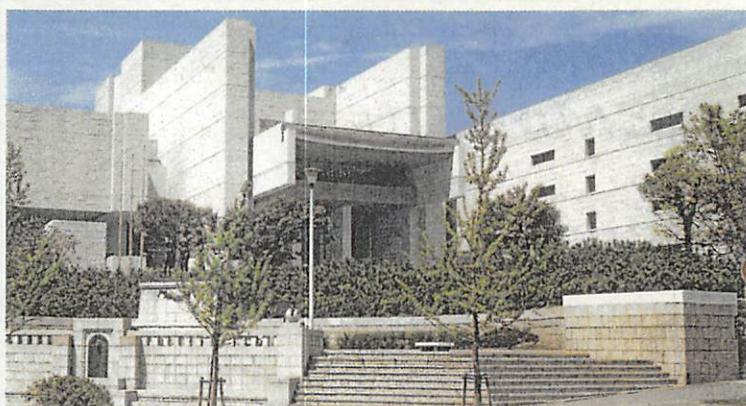
地方裁判所の一例



最高裁判所

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て（上告、特別抗告）を取り扱います。

法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので「憲法の番人」とも呼ばれています。



正面



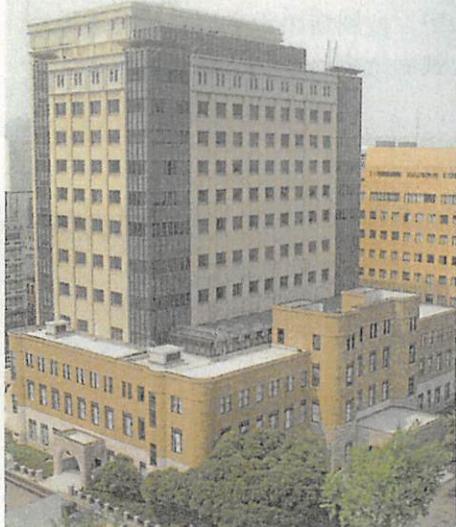
大法廷

高等裁判所

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て（控訴、抗告）などを取り扱います。

地方裁判所

民事事件、刑事事件の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱います。



横浜地方裁判所



民事裁判



テレビ会議システム



債権者集会



電話会議システム

家庭裁判所

家事事件、少年事件などを取り扱います。



神戸家庭裁判所



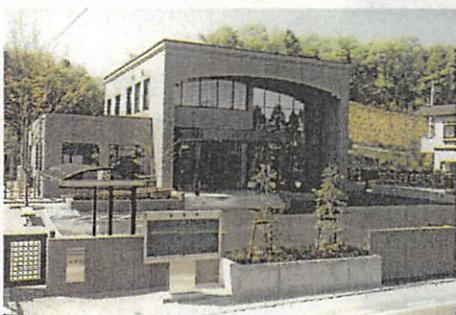
家事調停



少年審判

簡易裁判所

比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件の裁判を取り扱うほか、民事の調停も取り扱います。



福島富岡簡易裁判所



民事調停



受付相談センター

裁判所事務官

各裁判所の裁判部や事務局に配置されます。

裁判部では、裁判所書記官のもとで各種裁判事務を担当し、事務局では総務課、人事課、会計課、資料課等の司法行政事務全般を処理します。

裁判部と事務局とは、互いに連携をとりながら活動しています。社会環境の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化によってますます増大するであろう司法需要の中で、裁判所の本来の機能である「裁判」が適正迅速に行われるよう、様々な場面、様々な部署で裁判所事務官が活躍しています。

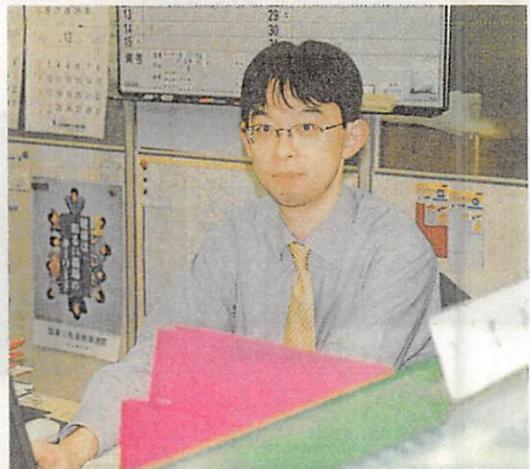
広い視野を持つて

札幌地方裁判所 **近藤 修司**
裁判所事務官 (平成10年採用)

私は、経理課用度係において、裁判所の各部署で使用する物品の調達に関する事務などを担当しています。どれも日常の業務に不可欠な物ばかりなので、滞りなく供給しなければなりません。

また、調達する物品について職員からの要望を調査したり、限られた予算の中で効率よく整備するにはどうしたらよいかなど、一つの物品を購入するだけでも、いろいろなことを考えなければなりません。

裁判所では、どのような仕事においても、一つの視点だけではなく、広い視野を持っていろいろな角度から物事を捉えることが必要だと実感しています。



近藤事務官の一日ドキュメント



8:20 登庁

朝は得意な方ではありませんが、余裕を持って登庁するようにしています。



10:00 業者と折衝

物品の調達について折衝を行ったり、物品の最新情報等を入手します。



11:00 倉庫で物品の管理

物品は倉庫に入れて管理し、各部署からの請求に応じて配布します。



13:30 決裁起案

業者から送られてきた見積書や請求書に不備がないかチェックし、決裁にあげます。



15:00 物品の発送

調達した物品を支部へも定期的に送付します。



16:00 打合せ

他の部署との関わりが大きい係なので、各担当者の打合せは欠かせません。

勤務終了

全国の職員をサポート

最高裁判所事務総局人事局 藤澤 るみ子
裁判所事務官 (平成6年採用)

私は、給与課退職給与係で、全国の裁判所の退職者について、法令等に基づき退職手当の支払の要否、支給額等を検討し、必要な財源を確保して支給する仕事をしています。



関係法令の適用に当たり、疑義が生じる事案に出くわすこともあります、退職手当は、職員が永年にわたり懸命に働いてきた対価ですから、慎重に法令等を調査の上、係全員で意見を出し合います。同じ問題について皆で考え、一定の方向性を見いだすべくチームで仕事をする中で、問題の解決方法が身に付いてきた気がしますし、議論して納得できる結果を見い出せたときは、大きな満足感も味わえます。

また、退職手当が誤りなく支給されるかどうかは、退職される方が気持ちよく退職できるかということだけでなく、現役職員の仕事に対する意欲をも左右しかねない事柄ですから、いわば全職員に影響を与える仕事をしているのだという誇りも感じます。

このように、現在の私の仕事は、全国の裁判所の職員を私なりの形でサポートする、大変重要なものだと思っています。

Q&A 仕事に欠かせないモノは何ですか？

パソコン、電卓、退職手当小六法、そして何よりも、難問に直面したときに相談できる上司です。

成長していく自分

鳥取簡易裁判所 奥井 孝昭
裁判所事務官 (平成11年採用)

私は、簡易裁判所の事件全般の受付、支払督促、略式命令に関する事務を担当しています。支払督促は、申立人の申立てに基づいて、裁判所書記官が金銭の支払を命ずる手続ですが、私は申立書の受付審査に関する事務を行っています。審査する上では、法律上のいろいろな知識が必要であり、初めのころは苦労しましたが、先輩の指導を受けながら法律を勉強して、今では申立てをする方に的確な説明ができるようになりました。



また、受付窓口では、初めて裁判所を訪れた方に対し、どのような紛争解決手段があるのかをパンフレットなどを使って分かりやすく説明することを心掛けています。私の説明を聞いてくださった方から、感謝の言葉をいただいた時にはうれしく思います。

こうして、日々いろいろな経験を積み重ねながら、少しづつ成長していく自分を実感しており、これからも、いろいろなことを吸収して成長していくたいと思います。

Q&A リフレッシュ法は何ですか？

高校野球の審判員として試合に参加し、選手と一緒にプレーすることが毎日の仕事の活力となっています。

先輩からのメッセージ②

裁判所書記官

法律の専門家として、固有の権限が付与されており(裁判所法60条)、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与等の職務を行います。また、新民事訴訟法が平成10年1月から施行されたことにより、裁判所書記官の新たな権限として、支払督促及びこれに対する仮執行宣言の発付、訴訟費用額の確定等の職務を行います。

さらに、法令や判例の調査をしたり、裁判が円滑に進行するように、コートマネージャーとして、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うのも裁判所書記官の大きな役割です。

裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

裁判所書記官になるためには、裁判所職員として一定期間勤務した後、裁判所書記官研修所入所試験に合格し、裁判所書記官研修所で約1年～2年間の研修を受ける必要があります。

裁判所書記官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に俸給の調整額(俸給月額の約12%)が加算されます。

紛争解決の場に立ち会う

大分地方裁判所日田支部 川村 知津
裁判所書記官 (平成9年採用)

私は、民事裁判に立ち会い、訴訟の進行を調書に記録するほか、裁判関係で提出された書面の審査や窓口相談などの職務を担当しています。

裁判所には毎日、多くの人がそれぞれ何らかの思いを抱えて訪れます。私たち裁判所書記官は、あらゆる紛争の適正迅速な解決を目指して、日々研さんに努めなければなりません。悩み続けて裁判所を訪れた人が、裁判所に相談することで解決の糸口を見つけ、安心した笑顔を見せてくれるとき、長年の紛争について和解が成立し、談笑しながら帰る人の後ろ姿を見送るとき、とてもうれしくなります。

そのような紛争解決の瞬間に立ち会い、見届けることができるこの仕事に、大変やりがいを感じています。



川村書記官の一日ドキュメント



9:20 窓口応対

家賃の支払について手続の相談を受けました。相談者の話にしっかり耳を傾けます。



9:30 裁判官と打合せ

「コートマネージャー」として裁判官との連携はとても大切です。



10:00 法廷立会

法服を着て法廷に入ると、心が引き締まります。



12:00 昼食

天気がよいので、久しぶりに前庭のベンチで昼食です。



14:00 ラウンドテーブル法廷

で和解立会

当事者双方がお互いに歩み寄り、終始和やかな雰囲気で和解が成立しました。



16:00 調書作成

立ち会った事件の調書を作成します。正確に要領よくまとめなければなりません。

勤務終了